

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和5年11月14日

会議の名称	庁議
開催日時	令和5年11月14日（火）9時～9時50分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 細田雄二 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 総合行政部長 村山修 2～4 総務部長 豊島俊二 5 市民生活部長 松井俊之 6 福祉部長 中村修 7～9 子ども・健康部長 近藤政雄 10～14 都市整備部長 細田雄二 15 会計管理者 寺嶋勝弘 16、17 教育政策部長 今野美香 【報告】 1～3 総合行政部長 村山修 4 市長公室長 松永仁

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について 2 令和5年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 3 志木市税条例の一部を改正する条例について 4 志木市災害派遣手当等の額を定める条例の一部を改正する条例について 5 「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募手続きの実施について 6 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の素案に対する意見公募手続きの実施について 7 いろは健康21プラン(第5期)／志木市食育推進計画(第3期)／志木市歯と口腔の健康プラン(第3期)（素案）に対する意見公募手続の実施について 8 市民のこころと命を守るほっとプラン（第2期）（素案）に係る意見公募手続の実施について 9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 10 指定管理者の指定について 11 志木市市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例について 12 訴えの提起について 13 志木市道路線の認定について 14 志木市道路線の廃止について 15 志木市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 16 指定管理者の指定について 17 指定管理者の指定について <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年志木市議会12月定例会提出議案について 2 議案等のペーパーレス化に係る対応について 3 令和5年度志木市職員昇任選考の結果について 4 指定管理者候補者の選定結果について
-----	---

結 果	<p>【付議】 1～17 了承</p> <p>【報告】 1～4 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会 総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）</p> <p>○概要説明：総合行政部長</p> <p>マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）によりその利用が制限されているが、社会保障や税、災害対策の分野において、地方公共団体が条例で定めることで、マイナンバー法に定められていない事務についても利用が認められている。</p> <p>既に条例で規定している事務に加え、さらなる行政手続の簡素化を図るため、志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>次の事務を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成に関する事務 <p>この事務でマイナンバーを利用することにより、申請者に対し健康保険証の写しや生活保護受給証明書の提出が省略できることや、受給認定のために必要な生活実態を正確に把握できるようになる。</p> <p>【施行日】</p> <p>公布の日</p>	

2 令和5年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するもの。

- ・令和5年度一般会計補正予算（第7号）
※継続費の設定含む
※繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正含む
- ・令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
※債務負担行為の補正含む
- ・令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第7号）	29,180,102	215,438 →	29,395,540
国保特別会計（第2号）	6,831,115	220,872 →	7,051,987
介護特別会計（第2号）	5,701,409	1,437 →	5,702,846

3 志木市税条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣から認定を受けた「志木市中心市街地活性化基本計画」に伴い、志木市税条例の一部を改正する条例を議会に上程するため庁議に付議するものである。

【改正内容】

（1）特例期間の延長

「平成31年1月2日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」に延長

（2）計画の規定

中心市街地の区域を、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣から認定を受け志木市中心市街地活性化基本計画に定められたものと規定

（3）固定資産税の軽減期間を延長

「3・5・7年度分」から「10年度分」に延長

【施行日】

令和6年4月1日

4 志木市災害派遣手当等の額を定める条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、志木市災害派遣手当等の額を定める条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

第1条第3号中「第10条」を「第4条の5」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

【施行日】

公布の日

5 「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募手続きの実施について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

「志木市犯罪被害者等支援条例」を策定するに際し、条例の基本的な考え方における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【条例の概要】

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれる恐れがあり犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族または遺族が、被害にあった後も住民の一人として、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に、その実現に向けた支援に関して、よりどころになる基本理念や基本となる事項を定める。

【案件名】

「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方（案）について

【募集期間】

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

市ホームページ、市民活動推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

市民活動推進課へ直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ、市公式LINE

6 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の素案に対する意見公募手続きの実施について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

障害者基本法第11条第3項及び障害者総合支援法第88条第1項並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づき、第5期志木市障がい者計画（令和6年度～11年度）、第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）を策定する。

策定にあたり、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【計画の概要】

市の障がい者施策の基本方針を定める6年間の計画及び障がい福祉サービスの見込み量などを定める3年間の計画。

【案件名】

第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の（素案）について

【募集期間】

令和5年11月27日（月）から12月26日（火）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

【意見の提出方法】

共生社会推進課へ直接持参、郵便、FAX、メール、市ホームページ、市公式LINE

7 いろは健康21プラン(第5期)／志木市食育推進計画(第3期)／志木市歯と口腔の健康プラン(第3期)（素案）に対する意見公募手続の実施について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画並びに志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例第7条に基づく志木市歯科口腔保健計画として、令和6年度から令和17年度までの12年間の計画期間とする「いろは健康21プラン(第5期)／志木市食育推進計画(第3期)／志木市歯と口腔の健康プラン(第3期)」を策定するにあたり、

これら計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、意見公募を実施するものである。

【計画の概要】

次世代を担う子どもや若者、高齢者まで、すべての世代の市民が100年の未来を自分らしく生き、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、健康寿命の延伸や医療費の適正化、社会環境の質の向上など、誰一人取り残さない未来へ続くまちを構築するための取組を推進するための計画である。

【募集期間】

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）

【閲覧場所】

市ホームページ、健康政策課、健康増進センター、柳瀬川駅前仮出張所、市民サービスステーション、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

健康政策課へ直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ、市公式LINE

8 市民のこころと命を守るほっとプラン（第2期）（素案）に係る意見公募手続の実施について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

『市民が互いにこころのサインに気づくまち～誰もがこころのほっとラインを持って～』を基本理念とし、行政、関連団体、市民等が一丸となって、自殺に追い込まれることがないように生きる力を支援していくための計画とする。

【募集期間】

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

【閲覧場所】

市ホームページ、健康増進センター、健康政策課、柳瀬川駅前仮出張所、志木市民サービスステーション、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

健康増進センターへ持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ、市公式LINE

9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正により、国民健康保険税の改正部分については、令和6年1月1日から施行されることとなったため、志木市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

【改正内容】

- (1) 出産被保険者に対する所得割及び均等割額の減額
(単胎妊娠4か月、多胎妊娠6か月)：条例第22条第3項を新設
- (2) その他の改正：第23条の3
市が出産等の事実を確認できる場合の届出の省略等

【施行日】

令和6年1月1日

10 指定管理者の指定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

柳瀬川駅前自転車駐車場、志木駅前自転車駐車場及び志木駅東口地下駐車場の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、野里電気工業株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称

柳瀬川駅前自転車駐車場

志木駅前自転車駐車場

志木駅東口地下駐車場

指定管理者

主たる事務所の所在地

大阪市西淀川区柏里2丁目4番1号

名称

野里電気工業株式会社

代表者名

代表取締役藤川雅浩

指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

11 志木市市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

自転車通行帯に関する道路構造令の改正及び、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部に改正があったため、条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

- ・自転車通行帯に関する規定の設定及びこれに伴う自転車道の規定の整理
- ・自転車歩行者道の形態規定の整理
- ・自動運行補助施設に対応する条文の整理
- ・歩行者利便増進道路（ほこみち）に関する規定の新設
- ・横断歩道に接続する歩道等の部分の構造規定の新設
- ・バリアフリー規定の根拠を「埼玉県福祉のまちづくり条例」から法令（高齢者
- ・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）根拠の整理
- ・バリアフリー規定の適用を「自転車歩行者専用道等」に広げる整理

【施行日】

公布の日

12 訴えの提起について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

本議案は、旧市道用地であった対象土地について、市の許可なく建物の敷地として占有されているので、更地返還を求め、訴えを提起しようとするものである。

提起する内容

相手方に市へ更地返還の要求

13 志木市道路線の認定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

県が施工した一般国道 254 号和光富士見バイパスの新設に伴う既存道路の起終点の変更、新設の接道道路に対応するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき認定するもの。

認定路線 宗岡地区 17 路線

14 志木市道路線の廃止について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

県が施行する一般国道254号バイパスの整備に伴い、道路形態のない路線を廃止するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するもの。

廃止路線 宗岡地区 14路線

15 志木市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について（会計課）

○概要説明：会計管理者

埼玉県収入証紙の廃止に伴い、条例の設置目的から埼玉県収入証紙の文言を削るとともに、基金の額を見直すもの。

【改正の内容】

第1条中「収入印紙、埼玉県収入証紙及び」から「、埼玉県収入証紙」を削る。
第2条第1項中、基金の額を「5,000,000円」から「4,000,000円」に改める。

【施行日】

令和6年1月1日

16 指定管理者の指定について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

志木市民体育館、志木市武道館及び夜間照明施設の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、上記の者を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称

志木市民体育館

志木市武道館

夜間照明施設

指定管理者

主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町3丁目22番地

名称

ミズノグループ

代表者名

美津濃株式会社 代表取締役 水野明人

所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番23号

指定の期間

令和6年4月1日から令和8年8月31日まで

17 指定管理者の指定について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

志木市立八ヶ岳自然の家の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、株式会社塚原緑地研究所を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称

志木市立八ヶ岳自然の家

指定管理者

主たる事務所の所在地

千葉県美浜区高洲3丁目11番3号

名称

株式会社塚原緑地研究所

代表者名

代表取締役塚原道夫

指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【報告】

1 令和5年志木市議会12月定例会提出議案について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

議案 18件

人事 3件

補正予算 3件

条例 6件

指定管理者の指定 3件

道路線の認定 1件

道路線の廃止 1件

訴えの提起 1件

2 議案等のペーパーレス化に係る対応について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

令和5年3月定例会から試行的に議会運営がペーパーレスで行われており、紙媒体での議案等の送付と会議システム上での議案等の掲載を並行して令和5年9月定例会まで実施してきた。

市議会議長から、令和5年12月定例会より、議案等については、原則として「完全ペーパーレス化」での議会運営を行うことを議会としても決定し、議案等の作成についてもペーパーレス化での対応の依頼があったため、12月定例会から議会への議案等の送付については、紙媒体での送付は行わず、データを会議システムに掲載するものとする。

3 令和5年度志木市職員昇任選考の結果について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

主査級及び主任級において合格者を決定したので、志木市職員任用候補者名簿に登載するものである。

4 指定管理者候補者の選定結果について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

指定管理者候補者選定委員会設置要綱第6条に基づき、指定管理者候補者選定審査の依頼を受け、志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において厳正に審査した結果、指定管理者候補者を選定したものである。

【公募した施設】

(1) 柳瀬川駅前自転車駐車場・志木駅前自転車駐車場・志木駅東口地下駐車場

指定管理者候補者：野里電気工業株式会社

(2) 八ヶ岳自然の家

指定管理者候補者：株式会社塚原緑地研究所

【随意指定した施設】

市民体育館・武道館・夜間照明施設

指定管理者候補者：ミズノグループ

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。